

【新旧対照表】 令和8年度 認証保育所指導検査基準の主な改正内容(運営管理)

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
I-② 運営管理			
6 補助金について (2)認証保育所運営費等補助額の算定について	(削除)	<p><u>運営費補助金のうち、職員の配置や研修の受講等に関連する主な項目を抽出している。各種加算の考え方は、認可保育所における公定価格に準じて判断するものである。チーム保育推進加算と4歳以上児配置改善加算について、各園の実情に応じて選択可能とされている。必要保育従事職員数の算定については、児童定員数及び児童在籍数それぞれで算定し、その多い方が必要数となる。</u></p> <p>1 3歳児配置改善加算・4歳以上児配置改善加算</p> <p>【基本的考え方】 ア 3歳児配置改善加算 (略) イ 4歳以上児配置改善加算 (略) ウ <u>1歳児配置改善加算 当該認証保育所の年齢別保育従事職員のうち、1歳児に係る保育従事職員を1歳児5人につき1人により実施し、かつ、以下に定める要件を満たす場合に、当該月の初日の補助対象1歳児数に、単価を乗じて得た額を加算する。</u> i <u>別に定める処遇改善等加算及び技能・経験に着目した加算いずれも取得していること。</u> ii <u>業務においてICTの活用を進めており、以下の①及び②から④までのいずれか1つの機能以上の機器を導入し、業務に活用していること。</u> ① <u>園児の登園及び降園の管理に関する機能</u> ② <u>保育に係る計画・記録に関する機能</u> ③ <u>保護者との連絡に関する機能</u></p>	要綱改正による修正

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p><u>④ キャッシュレス決済に関する機能</u> <u>iii 「職員1人当たりの平均経験年数」が10年以上であること。</u></p> <p>【観点】 1 3歳児に係る保育従事職員を3歳児15人につき1人により実施しているか。 <u>1 4歳以上児に係る保育従事職員を4歳以上児25人につき1人により実施しているか。</u> <u>1 1歳児に係る保育従事職員を1歳児5人につき1人により実施しているか。</u> <u>2 i～iiiに定める要件を満たしているか。</u></p> <p>【関係法令等】 (1) 補助要綱 別表（第8条関係）1（2） (2) 補助要綱 別記4の7</p> <p>【評価事項】及び【評価】 (1) 3歳児に係る保育従事職員を3歳児15人につき1人により実施していない。【B】 <u>(1) 4歳以上児に係る保育従事職員を4歳以上児25人につき1人により実施していない。【B】</u> <u>(1) 1歳児に係る保育従事職員を1歳児5人につき1人により実施していない。【B】</u> <u>(1) i～iiiに定める要件を満たしていない。【B】</u></p> <p>3 技能・経験に着目した加算 【基本的考え方】 ① (略)</p>	<p><u>なお、各加算について、要件に適合した日が月の途中の場合は、翌月から加算の対象とする。要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月から加算の対象外とする。要件に適合しなくなった日が月の初日の場合には、その月から加算の対象外とする。</u></p> <p>【観点】 1 <u>当該認証保育所の年齢別保育従事職員のうち、</u>3歳児に係る保育従事職員を3歳児15人につき1人により実施しているか。 2 <u>当該認証保育所の年齢別保育従事職員のうち、</u>4歳以上児に係る保育従事職員を4歳以上児25人につき1人により実施しているか。</p> <p>【関係法令等】 (1) 補助要綱 別表（第8条関係）1（2）</p> <p>【評価事項】及び【評価】 (1) <u>当該認証保育所の年齢別保育従事職員のうち、</u>3歳児に係る保育従事職員を3歳児15人につき1人により実施していない。 (2) <u>当該認証保育所の年齢別保育従事職員のうち、</u>4歳以上児に係る保育従事職員を4歳以上児25人につき1人により実施していない。</p> <p>3 技能・経験に着目した加算 【基本的考え方】</p>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p>② <u>次に掲げる職員（以下「研修修了者」という。）が少なくとも合計1人以上いること。</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>第1職層の職員又は第2職層の職員については、東京都保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱等に定める専門分野別研修のうちの3以上の研修分野及びマネジメント研修又は専門分野別研修のうちの4以上の研修分野を修了していること。</u></p> <p>研修修了要件については、令和8年度から適用することとし、令和7年度までの経過措置期間における修了すべき研修は以下のとおりとすること。</p> <p>なお、研修修了要件とは、賃金改善を受ける月の前月までに、必要な研修数の研修を修了していることを言う。</p> <p>・令和5年度は、専門分野別研修等のうち1以上、令和6年度は2以上、令和7年度は、3以上の研修分野の研修を修了すること。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p>	<p>① (略)</p> <p>② <u>加算対象職員については、以下の要件を満たすものとなっていること。</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>第3職層の職員の研修修了要件については、令和8年度から適用することとし、令和7年度までの経過措置期間における修了すべき研修は以下のとおりとすること。</u></p> <p>なお、研修修了要件とは、賃金改善を受ける月の前月までに、必要な研修数の研修を修了していることを言う。</p> <p>・令和5年度は、専門分野別研修等のうち1以上、令和6年度は2以上、令和7年度は、3以上の研修分野の研修を修了すること。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)。</p>	